

大安協発 第7-46号

令和7年6月20日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

会 長 光 村 公 介



「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更のお知らせについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会に格別のご支援を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、消防庁から、国民保護法に基づき作成された「生活関連等施設の安全確保の留意点」が本年4月1日付けで変更されたことについて、関係者へ周知するよう大阪府危機管理室消防保安課長より通知がありましたのでお知らせします。

本留意点は、「国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」または「その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設」について定めることとなっており、経済産業省関係の高圧ガスに関連する施設としては「ガス工作物」「高圧ガス製造所」「高圧ガス貯蔵所」「高圧ガス取扱所」「毒性物質取扱所」が該当するものと考えられます。

本件の主旨をご理解いただき、遵守願います。

資料1. 「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（送付）

大阪府危機管理室消防保安課長

消防庁国民保護・防災部国民保護室長

資料2. 「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について

別添1 生活関連等施設の安全確保の留意点（変更後） 経済産業省関係抜粋

別添2 新旧対照表 経済産業省関係抜粋

敬 具

消保第 1432 号
令和 7 年 6 月 20 日

大阪府内高圧ガス保安関係団体 各位

大阪府危機管理室消防保安課長

「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（送付）

日頃から、大阪府の防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
標記について、国民保護法第 32 条に基づく基本指針において、同法施行令第 27 条各号に列記されている生活関連等施設の所管省庁は、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされています。

内閣官房において、平成 17 年 8 月に「生活関連等施設の安全確保の留意点」が取りまとめられ、この度、その一部変更について内閣官房より消防庁を通じて、別添の通知がありましたので送付いたします。

各団体におかれましては、会員への周知についてもご協力をお願いします。

お問合せ先

担当：大阪府 危機管理室 消防保安課
保安グループ 窪田

電話：06-6944-6653（直通）

E-mail：kubotats@mbox.pref.osaka.lg.jp

消 防 国 第 42 号
令和 7 年 4 月 4 日

各都道府県国民保護担当部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部国民保護室長

「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（送付）

国民保護法第 32 条に基づく基本指針において、同法施行令第 27 条各号に列記されている生活関連等施設の所管省庁は、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされています。

内閣官房において、各省庁の協力のもと、平成 17 年 8 月に「生活関連等施設の安全確保の留意点」を取りまとめ、消防庁を通じて各都道府県に通知しているところですが、この度、その一部変更について内閣官房より通知がありましたので送付いたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村及び生活関連等施設の管理者に周知されますようお願いいたします。

なお、当該文書につきましては、令和 7 年 4 月 1 日（火）からの施行となります。

（連絡先）

消防庁国民保護・防災部国民保護室

担 当：安西課長補佐、磯谷係長、
渡邊事務官

電 話：03-5253-7550

E-mail：soudan-pattern@ml.soumu.go.jp

< 参照条文 >

○ 国民保護法

(基本指針)

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～6 (略)

(生活関連等施設の安全確保)

第一百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

○ 国民保護法施行令

(生活関連等施設)

第二十七条 法第一百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項 に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項 の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）

三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項 の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、

鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十三条第一項の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う同条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十七号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第六条第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設

九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム

十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所

○ 国民の保護に関する基本指針

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 平素からの備え

○生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、その所管する生活関連等施設の種類ごとに、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。この場合において、消防庁、警察庁及び海上保安庁は、生活関連等施設の所管省庁に対し、生活関連等施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を助言するものとする。消防庁は、都道府県知事に対し、施設の安全確保の留意点を通知するものとする。

○都道府県知事は、その国民保護計画で定めるところにより、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点を通知するとともに、都道府県公安委員会及び海上保安部長等と協力して、施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努めるものとする。

事務連絡
令和 7 年 3 月 31 日

関係指定行政機関担当官 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 付

「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について

「生活関連等施設の所在地等に関するリストの更新及び「生活関連等施設の安全確保の留意点」に係る変更について（作業依頼）」（平成 6 年 12 月 4 日付け事務連絡）における「生活関連等施設の安全確保の留意点」の変更に係る調査結果を踏まえ、平成 17 年 8 月に定められた「生活関連等施設の安全確保の留意点」を別添 1 及び別添 2 のとおり変更しましたので、お知らせします。

当該文書は、令和 7 年 4 月 1 日（火）からの施行となります。

消防庁におかれましては、各都道府県に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

別添 1 生活関連等施設の安全確保の留意点（変更後）

別添 2 新旧対照表

【事務担当】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 付 松本、加藤

Tel: 03-3581-2111（内線 82655）/03-3581-8926（直通）

E-mail: nobuyoshi.matsumoto.j5c@cas.go.jp

daichi.kato.f2i@cas.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

(令和 7 年 4 月)

生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）

1. 総務省関係	1
2. 総務省消防庁関係	3
3. 文部科学省関係	5
4. 厚生労働省関係	7
5. 農林水産省関係	15
6. 経済産業省関係	19
7. 国土交通省関係	28
8. 原子力規制庁関係	37

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

令和 7 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

令和 7 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1511（内線 4951）

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

令和 7 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1511（内線 4951）

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

令和 7 年 4 月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

2. 施設の特性

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課

電話 03-3501-1742（内線4821）

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

令和 7 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

FAX 03-3580-7319

改正案	現行
B S L に応じた措置については、<u>国立健康危機管理研究機構</u>病原体安全管理規程 に準拠すること。。 (2) (略) 4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局<u>食品安全政策課</u> 電話 03-6744-0490 FAX 03-3597-0329	B S L に応じた措置については、<u>国立感染症研究所</u>病原体安全管理規程に準拠すること。。 (2) (略) 4. 所管省庁の連絡先 農林水産省消費・安全局<u>消費・安全政策課</u> 電話 03-3502-2319 FAX 03-3597-0329
生活関連等施設の安全確保の留意点 (発電所及び変電所) 令和7年4月 経済産業省	生活関連等施設の安全確保の留意点 (発電所及び変電所) 平成27年4月 経済産業省
1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課 電話 03-3501-1742 (内線4821) FAX 03-3580-8486	1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486

改正案	現行
生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物） 令和7年4月 経済産業省 1～3（略） 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所） 1～3（略）	生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物） 平成27年4月 経済産業省 1～3（略） 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省商務流通保安グループガス安全室 電話 03-3501-4032 FAX 03-3501-1856 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所） 平成27年4月 経済産業省 1～3（略）

改正案	現行
4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室</u> 電話 03-3501-1511 (内線4951) FAX 03-3501-2357 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス貯蔵所) <u>令和7年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室</u> 電話 03-3501-1511 (内線4951) FAX 03-3501-2357 生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫) <u>令和7年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略)	4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室</u> 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス貯蔵所) <u>平成27年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室</u> 電話 03-3501-1706 FAX 03-3501-2357 生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬庫) <u>平成27年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略)

改正案	現行
4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-1511 (内線4961) FAX 03-3501-6565 生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬類製造所) <u>令和7年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ鉱山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-1511 (内線4961) FAX 03-3501-6565 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス取扱所) <u>令和7年4月</u> <u>経済産業省</u>	4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-1870 FAX 03-3501-6565 生活関連等施設の安全確保の留意点 (火薬類製造所) <u>平成27年4月</u> <u>経済産業省</u> 1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 <u>経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付</u> 電話 03-3501-1870 FAX 03-3501-6565 生活関連等施設の安全確保の留意点 (高圧ガス取扱所) <u>平成27年4月</u> <u>経済産業省</u>

改正案	現行
1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課 電話 03-3501-1742 (内線4821) FAX 03-3580-8486 生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素取扱施設) 令和7年4月 経済産業省 1・2 (略) 3. 安全確保の留意点 国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備することともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること	1～3 (略) 4. 所管省庁の連絡先 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電話 03-3501-1746 FAX 03-3501-3675 経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 電話 03-3501-1742 FAX 03-3580-8486 生活関連等施設の安全確保の留意点 (生物剤及び毒素取扱施設) 平成27年4月 経済産業省 1・2 (略) 3. 安全確保の留意点 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備することともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。

改正案	現行
と。 - 安全管理委員会の設置及び生物剤及び毒素の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 - 保有する生物剤及び毒素については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。 - 生物剤及び毒素の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 - 生物剤及び毒素の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 - 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 - 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 - 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 - 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ	- 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。 - 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。 - 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。 - 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。 - 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。 - 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。 - 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 - 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応につ

改正案	現行
いて、あらかじめ備えておくこと。 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (毒性物質取扱所) 令和7年4月 経済産業省 1～4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (水道施設) 令和7年4月 国土交通省 1. 施設の種類の 水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池 (国民保護法施行令第27条第3号) 2. 施設の特性 ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。	いて、あらかじめ備えておくこと。 4 (略) 生活関連等施設の安全確保の留意点 (毒性物質取扱所) 平成27年4月 経済産業省 1～4 (略) (新設)